

無年金・低年金の状況等について

老齡基礎年金の年金月額分布

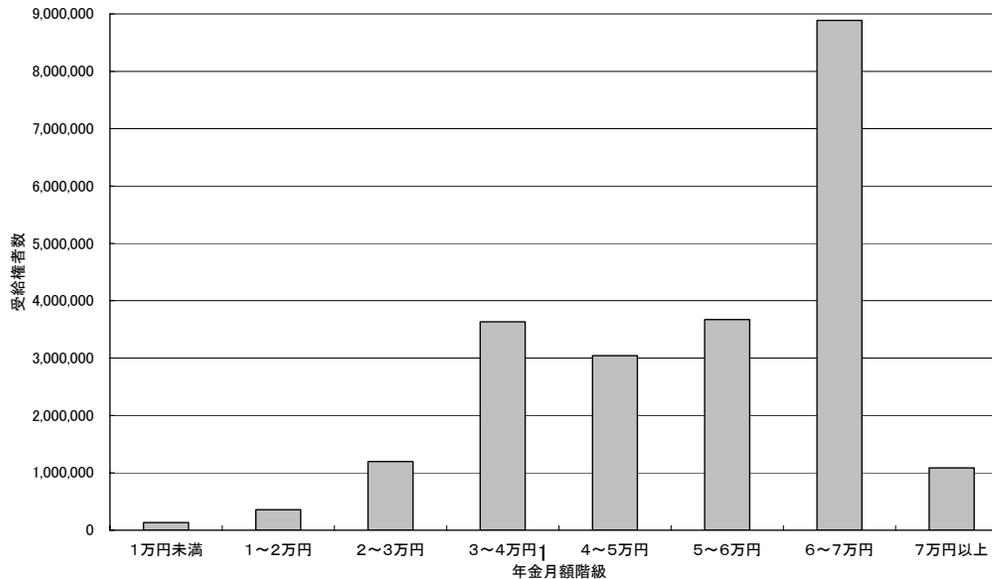
○ 老齡基礎年金等(老齡基礎年金+旧国民年金老齡年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合計	(割合)	男子	女子	合計	(割合)	男子	女子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 1	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
1 ～ 2	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
2 ～ 3	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
3 ～ 4	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
4 ～ 5	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
5 ～ 6	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
6 ～ 7	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
7 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平均月額(円)	53,202		58,490	49,252	47,641		52,532	46,008

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況に基づき作成

年金月額階級別基礎年金等受給権者数



【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況
(社会保険庁)

無年金者数(推計)

- 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

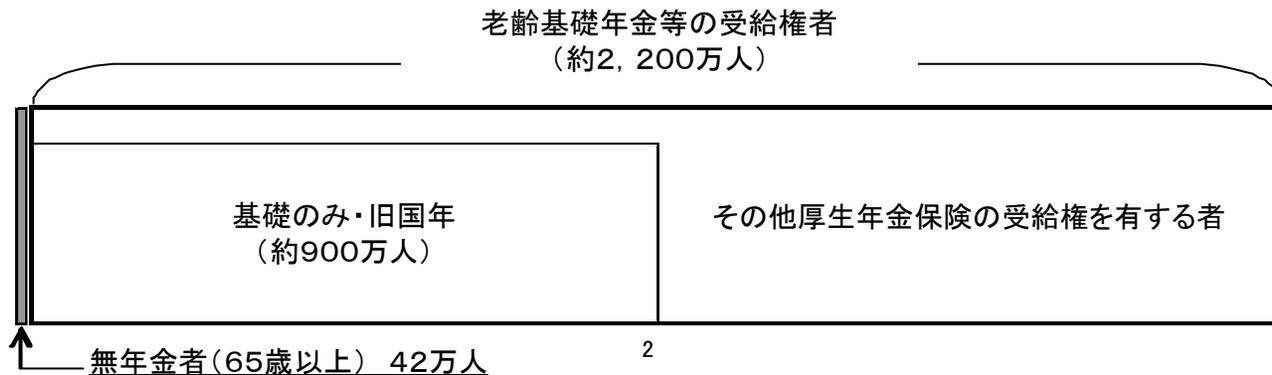
(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】

社会保険庁公表資料

(平成19年12月12日)



満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

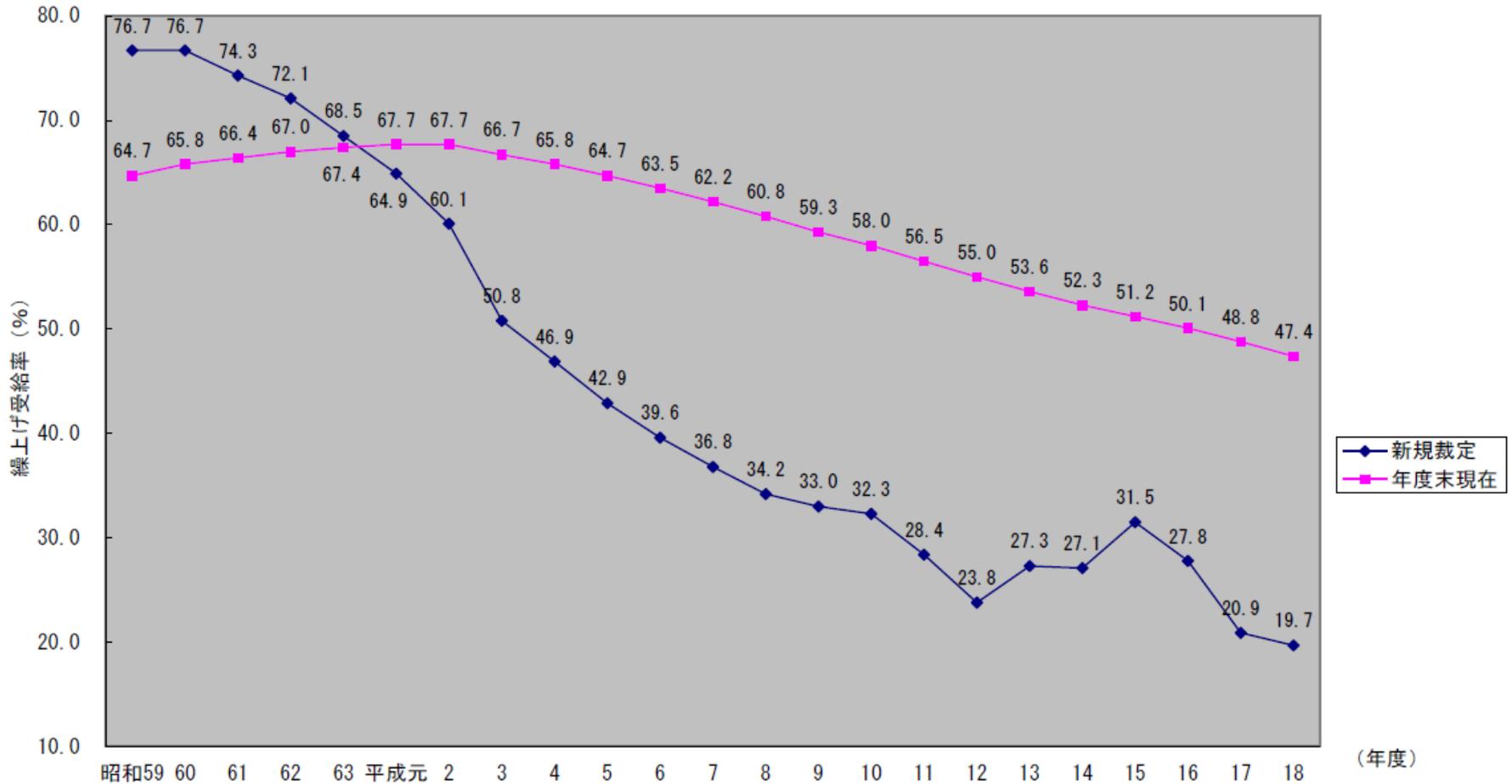
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

国民年金 繰上げ受給率の推移

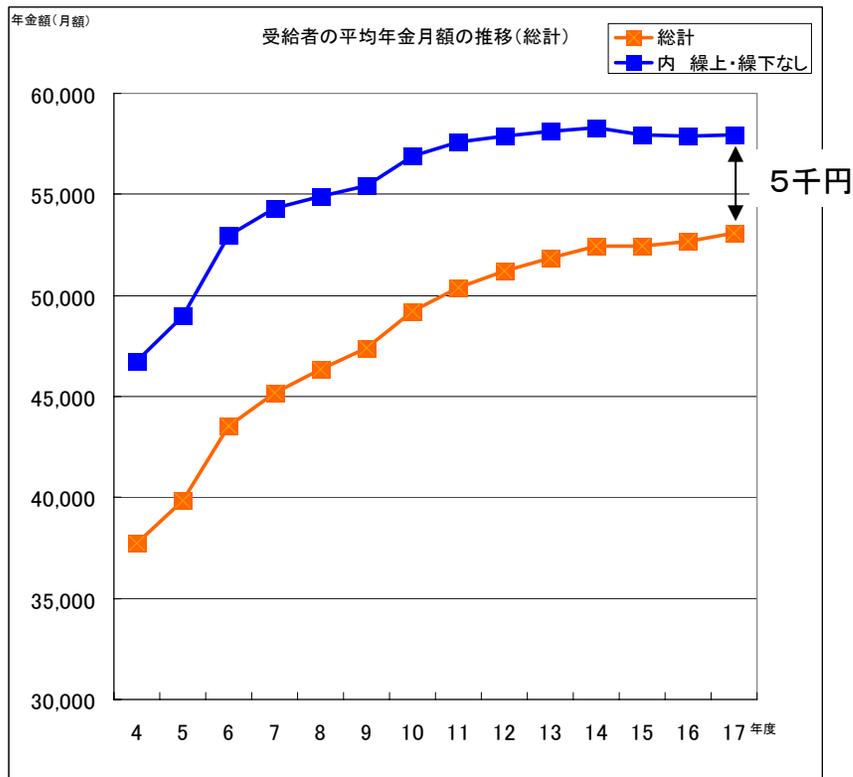


【資料出所】
 社会保険事業の概況
 (社会保険庁)

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との平均年金額の比較

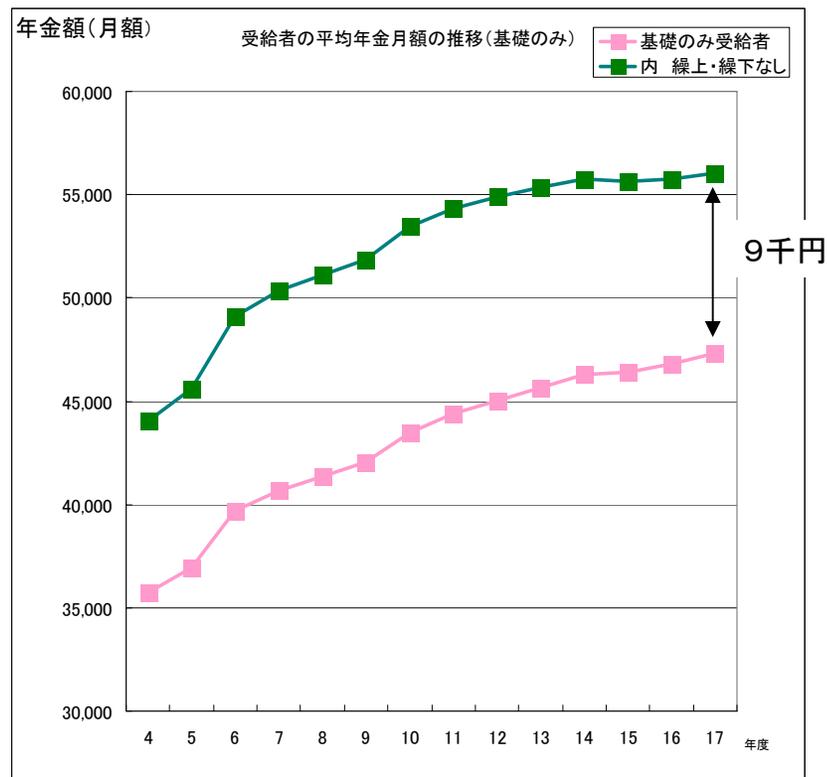
- 老齢基礎年金等の受給者の平均年金額は約5万3千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万8千円となっており、約5千円の差が生じている。(①)
- 基礎年金のみの受給者をみると、平均年金額は約4万7千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万6千円となっており、約9千円の差が生じている。(②)

《①老齢基礎年金等*1の受給者》



* 1 老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

《②基礎年金のみ*2の受給者》



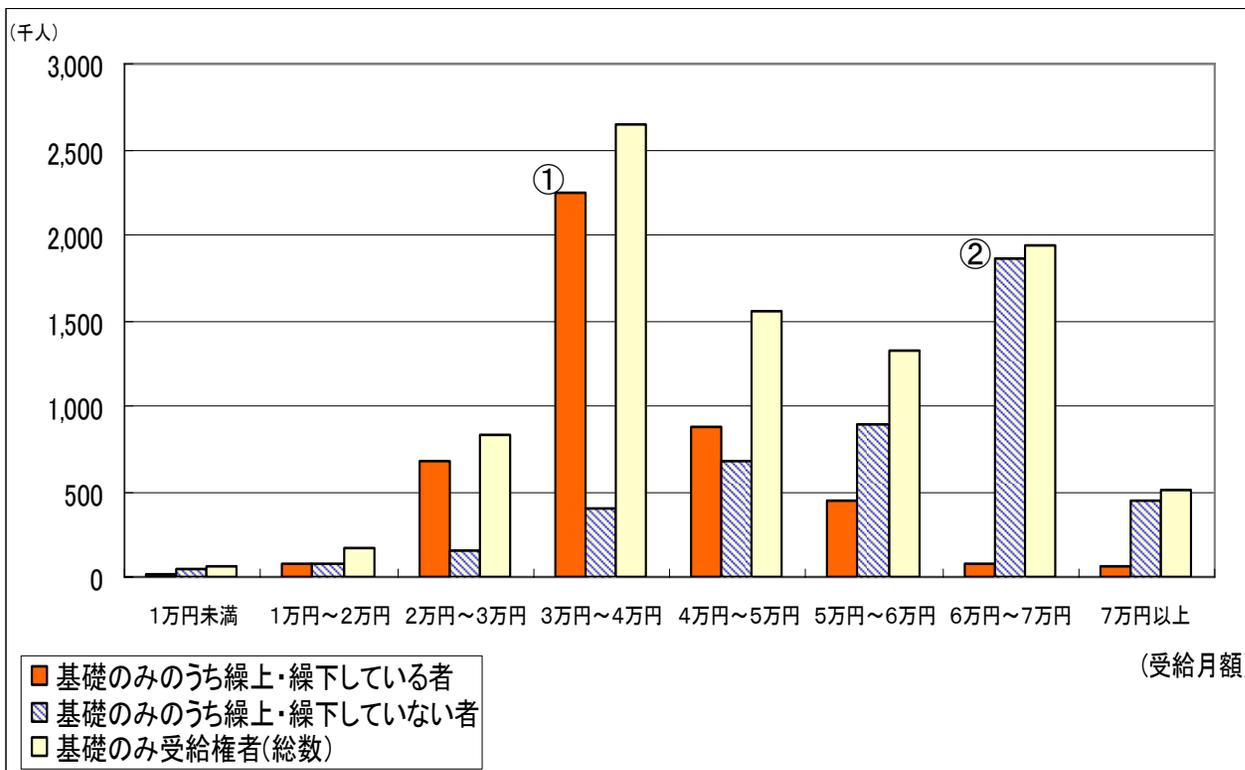
* 2 厚生年金保険の受給権を有しない者の基礎年金及び旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

【資料出所】

社会保険庁事業年報

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との年金額の分布

- 基礎年金のみの受給権者の年金額分布をみると、繰上げ受給等を行っている者が最も多いのは3～4万円(①)であり、繰上げ受給等を行っていない者では6～7万円(②)となっている。
- 繰上げ受給者の請求時の年齢は、60歳が最も割合が高く、繰上げ受給者全体の約6割。



【資料出所】
 社会保険庁事業年報(平成17年度)
 に基づき作成

《繰上げ受給者の請求時年齢の構成(平成17年度末現在)》

総数	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳	
4,409,316	2,515,096	57.0%	687,560	15.6%	422,495	9.6%	579,086	13.1%	205,079	4.7%